

児童手当拡充に伴う申請は3月31日まで

児童手当法の改正により、令和6年10月分(12月支給分)から支給対象を高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日までの子)まで拡大した

ほか、第3子以降の支給額増額、所得制限の撤廃等が行われました。
まだ申請がお済みでない人の令和6年10月に遡及して受給できる申請

期限は、3月31日(月)(郵送の場合は必着)までです。必ず期限までに手続きをしてください。

■手続きが必要な人

▶高校生年代の児童のみを養育し、児童手当を受給していない人

▶所得上限限度額を超過し、児童手当も特例給付も受給していない人
▶高校生年代までの児童の兄弟等(18歳～22歳)を含む3人以上の子を養育している人
※主たる生計者が公務員の場合は勤務先へ問い合わせてください。

多子加算の算定のための確認書の提出について

児童手当拡充に伴い、多子加算の算定対象が大学生年代(22歳到達後の最初の3月31日までの子)までカウントできるようになりました。

現在、児童手当の多子加算を受けており、令和7年4月以降も次に該当する児童等を養育する人は、申請が必要です。対象者には、3月中旬に案内を送付しますので、4月16日

(水)(郵送の場合は必着)までに手続きをお願いします。
※申請期限を過ぎると、認定月が令和7年5月以降となり、受け取る手当額に影響が出ます。

■手続きが必要な人

▶高校3年生年代(平成18年4月2日～平成19年4月1日生)の子と、高校生年代以下の子を合わせた人数が3人以上になる場合
▶令和7年3月末までに短期大学や専門学校等を卒業する平成15年4月2日～平成18年4月1日生の子がいる場合

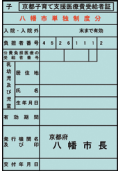
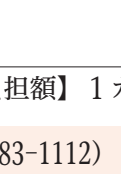
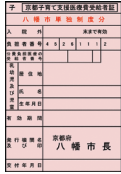
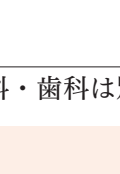
子育て支援医療費受給者証を送付

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、高校生年代までを対象に入院・通院時の医療費を助成しています。

制度対象者のうち、新中学1年生には白色とさくら色の計2通の受給者証を、新高校1年生年代には空色(薄い青色)の受給者証を3月中に郵送します。有効期限は令和10年3月末までです。

※生活保護等、他の公的医療制度を受けているのに受給者証が届いた人や、制度対象者にもかかわらず、受給者証が届いていない人は、お問い合わせください。

■助成内容

	0歳～小学生	中学生	高校生年代
入院	受給者証(白色) 	受給者証(白色) 	受給者証(空色) 
通院		受給者証(さくら色) 	

【自己負担額】1カ月1医療機関ごとに200円。外来・入院/医科・歯科は別。

問家庭支援課(☎983-1112)

キッチンカー出店者を募集

市役所本庁舎敷地内で昼食等を提供するキッチンカーの出店者を募集します。主な事業概要は次のとおりです。

■出店期間

4月1日～令和8年3月31日の月～金曜日(祝日および年末年始を除く)
※月～金曜日のうち、3日を上限とする。

■営業可能時間

午前8時30分～午後4時(準備や片付けを含む)

※午前11時～午後1時をコアタイムとし、昼食を主としたメニューの提供を必須とする。

■貸出面積

キッチンカー1台分(4㎡×2㎡程度)

■電気使用料

1日あたり500円(庁舎外部電源使用の場合)

場合)

申請事業者は、市ホームページに掲載の事業要領等を熟読の上、申請書類を添えて3月3日(月)午前8時30分～7日(金)午後4時に市役所5階総務課へ提出してください。



市ホームページ

問総務課(☎983-2115)

令和7年春季全国火災予防運動

3月1日(土)～7日(金)

「守りたい 未来があるから 火の用心」

(令和6年度全国統一防火標語)

住宅防火いのちを守る10のポイント

●4つの習慣

- ▶寝たばこは絶対にしない、させない。
- ▶ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▶こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ▶コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

●6つの対策

- ▶火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ▶火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ▶火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカ

ーテンは、防災品を使用する。

- ▶火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ▶お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ▶防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

●早朝駅前街頭広報

春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて、次の日時に街頭広報を行います。

▶日時

2月28日(金)
午前7時30分～8時

▶場所

京阪石清水八幡宮駅前
および京阪橋本駅前

問消防本部予防課(☎981-0304)

令和6年 火災救急救助の統計まとまる

令和6年中に市内で発生した火災件数や救急・救助の出動状況などをまとめました。

総出動件数は4,893件(1日平均13件)でした。

火災発生件数は16件(建物10件、車両5件、その他1件)で、そのうち、火災による負傷者は8人で、死者はおりませんでした。

火災以外の出動は、救急支援・焼

却・その他等が324件、救助出動が55件ありました。

救急出動件数は、4498件、搬送人数は4099人でした。主な内訳は、急病が2735人(約67%)、一般負傷620人(約15%)、交通事故310人(約8%)となっています。

火災・救急統計

	令和7年1月	昨年同月
火災出動	0件	3件
火災以外の出動	34件	33件
救急出動	462件	395件
搬送人員	383人	368人

問消防本部(☎981-4119)